

COVID-19 行動規則

1.1 この COVID-19 行動規則 (**COVID-19 規則**) は国際モータースポーツ競技規則第 1 条 1 項および 19 条 2 項に係る権能を行使するため、FIA によって発行された。第一部は 2020 年 6 月 19 日から FIA が廃止するまで、第二部は、2020 年 9 月 1 日から FIA が廃止するまで適用される。以下で定義がされていない規定用語 (斜体文字で記載) は、国際モータースポーツ競技規則で定義された意味を有する。

1.2 COVID-19 規則背景

1.2.1 COVID-19 の世界的流行により、2020 年のモーターレースシーズン開始は延期が余儀なくされた。

1.2.2 FIA 選手権、カップ、トロフィー、チャレンジ、シリーズ、および FIA 国際スポーツカレンダーに登録された国際シリーズのチーム並びに関係者の間で、各競技会のできるだけ早期再開を求める声が上がっているが、これらの再開は COVID-19 ウイルスの感染リスクを許容レベルまで緩和可能であることが前提でとなっている。

1.2.3 これに従い、FIA は本 COVID-19 行動規則に記載すべく、公衆衛生当局によるガイダンスおよび個々の外部専門家の意見を検討し、下記のそれぞれのイベント計画段階に生じ得る COVID-19 ウイルスの感染緩和を目的としたプロトコルをまとめた：

(a) 本 COVID-19 規則の第一部に記載の FIA フォーミュラ 1 世界選手権での競技を含むイベント (**第 1 イベント**) ;および

(b) 本 COVID-19 規則の第二部に記載の FIA フォーミュラ 1 世界選手権には含まれないが、他の FIA 選手権、カップ、トロフィー、チャレンジ、シリーズおよび/または FIA 国際スポーツカレンダーに登録された国際シリーズへの 1 つ以上に含まれる競技会 (**第 2 イベント**)。

1.3 FIA はこの COVID-19 規則の吟味を続け、その効力を保持するよう折に触れて改変し得るが、それら改変は別段の記載がない限り FIA の Web サイトに公開された時点で有効となる。

1.4 常に 1.5 を遵守

1.4.1 本規則の 1、2、3、および 4 条は、第 1 イベントと第 2 イベントの双方に適用され、**対象イベント**に関する条項には、(特に明記されていない限り) 第 1 イベントと第 2 イベントの双方に適用される。

1.4.2 本規則の第一部 (第 5 条) は、第 1 イベントにのみ適用される。

1.4.3 本規則の第二部 (第 6 条) は、第 2 イベントにのみ適用される。

1.5 日々急速に変化する COVID-19 の世界的流行に対する理解、異なる管轄の当局による異なる遵守要件と勧告およびそれらの可変性、ならびに/またはそれらの急な通告のため、世界モータースポーツ評議会は、必要である場合、本規則の第一部で概説するプロトコルをある第 1 イベントと他の第 1 イベントで変える、または第 1 イベントの最中に改変する (追加、または削除、あるいは)

その他の別法で) 権限を第 1 イベントの COVID-19 デリゲートへ委任する。COVID-19 デリゲートは、COVID-19 デリゲート ノート (以下に定義) で全関係者にそのような修正を知らせ、各関係者は、デリゲート ノートを参加者へ責任をもって配布する。第 2 イベントへの COVID-19 デリゲートは、本規則の第二部に記載されるプロトコルを修正することはない。

1.6 COVID-19 デリゲートはまた、COVID-19 デリゲート ノートに運用上のガイダンスを含め、本規則の運用と実装に関する関係者と参加者への指針を与えることができる。そのようなガイダンスは、一般的な用途を意図したものでも、特定の対象イベントに特化したものでもよい。

2. 定義と解釈

2.1 以下の用語は次の意味を有する。

認定検査提供者とは、FIA によって任命された検査プロバイダー、または (そのプロバイダーが特定の地域で検査を提供できない場合) 研究所が運営する国の国家保健機関によって信任された代替のプロバイダー。

医師団長とは、競技会で発生する全活動に関連した医療サービス組織の責任者である医師。

濃厚接触者とは、(a) 感染者から 2 メートル以内の距離で (i) 15 分以上の間または (ii) 両者が密閉されたスペース (車など) 中のいずれかに滞在した、あるいは (b) 適切な PPE を着用せずに感染者に直接ケアを提供した、特定の参加者。

COVID-19 デリゲートとは、対象イベントにおける COVID-19 規則の運用を監督する責任者として FIA によって指定された個人。第 2 イベントの場合、COVID-19 デリゲートは FIA メディカル デリゲートまたは医師団長となる (イベントにメディカル デリゲートがない場合)。

COVID-19 デリゲートノートとは、COVID-19 デリゲートによって随時発行される文書の名称であり、当該 COVID-19 行動規範の修正 (第 1 イベントの場合のみ)、およびあらゆる運用上のノートまたはガイダンスを含む。これは一般的に適用されるものであっても、特定の対象イベントに特化したものであってもよい。

COVID-19 の症状とは、発熱、咳、息切れ、疲労感、頭痛、鼻水 (鼻炎)、喉の痛み (咽頭炎)、味覚や嗅覚の喪失、皮膚の発疹、および/または指や足の指の変色 (および/または世界保健機関が都度指定するその他の症状¹)。 ¹ [who.int/health-topics/coronavirus#tab=tab_3](https://www.who.int/health-topics/coronavirus#tab=tab_3) 参照

参加適合とは、プロファイル 1 参加者 (3.5 に定義) が対象イベントへの参加を妨げる COVID-19 リスク要因を有さないことを意味する。具体的には、関係者によってなされるプロファイル 1 参加者の参加適合性の確認とは以下を指す。

- 1) 関係者による実施の認定検査提供者が施行する PCR 検査を、プロファイル 1 参加者は特定の対象イベントの開催会場に到着する 96 時間前に受け (イベント前検査)、関係者は本人または認定検査提供者から提出されるその検査結果に基づいて連絡を受ける。
- 2) 国家および世界保健機関のガイドラインに記載のすべてのリスク要因を考慮し、関係者が (本人による申告、または本人によって記入された健康スクリーニングとリスクプロファイリングアンケート確認のいずれか、および/またはその他の別方で) プロファイル 1 参加者に潜在的な健康

上の問題がない、または COVID-19 固有のその他の関連リスク要因（本人あるいは周囲の人々に悪影響をもたらすか否かに関わらず）がないと結論する。

グループとは、特定の関係者（「ピレリグループ」、「プロモーターグループ」など）に所属している、または関係者の下請け業者あるいはサプライヤーに対して作業をするが、対象イベントの期間中、専らその関係者のプロフィール 1 参加者とのみ交流する個人。

ガイダンスノート：関係者へは、会場での陽性テストによって起こり得る混乱を制限するため、彼らのプロフィール 1 参加者が所属するカテゴリーを個別のサブ-グループとして（たとえば、「ピットクルーグループ」、「パワーユニットグループ」など）可能な限り最小数に設定し、グループとサブ-グループ間の交流に関する本規則に概説される適切な緩和手段を適用することが強く推奨される。

感染(者)とは、COVID-19 の感染が確認された個人。

隔離とは、COVID-19 が他人に伝染するのを防ぐために、感染者を隔離されたエリアに入所させること。

メディカル デリゲートとは、該当するルールを満たしているかの確認を含む、競技会会場における医療サービスを監督するため、FIA により任命された人物。

医療用フェイスマスクとは、欧州規格 EN 14683 : 2019 + AC : 2019 に準拠するフェイスマスク。

PCR 検査とは、COVID-19 抗原の存在についての（身体サンプルまたは認定検査提供者の指定によるサンプルを使用した）ポリメラーゼ連鎖反応テスト、または COVID-19 デリゲートの指定による他の同様の検査。

PPEとは、フェイスマスク、医療用フェイスマスク、眼鏡、ゴーグル、手袋などの個人用保護具。

検疫とは、監視を可能にし、診断ができるまで他の参加者との濃厚接触を防ぐために、潜在的な感染者を会場の適切な場所へ分離すること。

会場とは、公認された個人のみがアクセス可能な、予約エリア、高密度エリア、低密度エリア、および特定の対象イベントが計画された敷地の他のエリア。

第 3 章 適用

3.1 本規則は、対象イベントに関わる下記の各当事者（各**関係者**）に適用される。

3.1.1 FIA

3.1.2 該当する対象イベントが開催される国の ASN

3.1.3 該当する対象イベントのオーガナイザー（ASN でない場合）

3.1.4 該当する対象イベントのプロモーター

3.1.5 該当する対象イベントにおける競技会の各商業的権利所有者

3.1.6 該当する対象イベントで競技会に参加した各チーム（**競技者**）

3.1.7 該当する対象イベントの競技会を担当する放送局およびその他のメディア組織

3.1.8 上記のすべての当事者、または当該対象イベントでの競技会のすべての競技者に対する製品またはサービスのサプライヤー（または請負業者と下請業者）。（ただし、上記の当事者すべてではないが 1 つまたは一部に対するサプライヤー（または他の請負業者または下請け業者）、または当該対象イベントの競技会に参加の競技者すべてではないが一名または一部へのサプライヤーは、関係者とはならない。代わりに、対象イベントに代理として参加する個人は、提供関係者の参加者と

見なされる。)

3.2 対象イベントへのアクセス条件として、関係者は本規則の要件を満たさなければならず、彼らに代わって参加する個人にもこの規則の遵守を確実にすることが求められる。要件が満たされない場合は、対象イベントへの参加停止につながり得る。

3.3 本規則は、(FIAへ登録済みか登録済みでないか、または参加者の定義内にあるか否かに関わらず) 関係者の代わりにあらゆる目的で対象イベントに参加する個人にも適用される。ここでの個人とは非限定的に、関係者職員、従業員、スタッフ、請負業者、代理店、代表者、コンサルタント、およびドライバー、チームプリンシパル、スポーツディレクター、テクニカルディレクター、チームマネージャー、レースエンジニア、およびその他すべてのチームスタッフを含む(競技に関する)ボランティアが挙げられる(各々**参加者**)。

3.4 関係者および参加者のそれぞれは対象イベントへのアクセスが許可される条件として、本規則に遵守することをFIAの意に適う形式の書面上で同意されなければならない。本規則への遵守に対して同意を強制される者、またはFIAによってこの規則に対する不合意を是認される者は存在せず、遵守に同意しない個人は対象イベントへのアクセスが認められず参加することはできない。

3.5 会場における外部の人口密度の高い作業エリア(パドック、コントロールタワー、ピットレーンなど)(**高密度エリア**)に立ち入る必要のある参加者は、本規則において、**プロフィール1参加者**と称される。参加者またはプロフィール1参加者を対象とした下記のプロトコルは、プロフィール1参加者に完全に適用される。

3.6 会場の人口密度の低い、屋外の作業エリア(**低密度エリア**)に立ち入りを必要とする参加者は、本規則において、プロフィール2参加者と称される。下記のプロトコルの内プロフィール1参加者のみについて述べるものは、プロフィール2参加者には適用されず、単に**参加者**を対象とするプロトコルは総じてプロフィール2参加者にも適用される。プロフィール2参加者は高密度エリアに立ち入ることは許されず、会場はプロフィール1参加者とプロフィール2参加者間の接触がないよう設計される。

ガイダンスノート：下記のメンバーは、上記のカテゴリー外、つまり本COVID-19規則の係る範囲外となる。(1)観客(その責任は該対象イベントのオーガナイザーが有する)および(2)物品の上げ下ろしのため、指定箇所の低密度エリアへほんの短い間立ち入る配達ドライバー。

3.7 本COVID-19規則の遵守に一度は同意したが、検査の拒否やその他の規則の不遵守がみられる個人は、対象イベントから退去させられる(COVID-19デリゲートの裁量によって)、または対象イベントの高密度エリアからは退去させられ、低密度エリアにのみ留まることを許可される。

3.8 COVID-19規則および他の要件との相互作用

3.8.1 本COVID-19規則は、下記の適用の侵害を意図しない。

3.8.1.1 FIA 規定や国際スポーツ競技規則とその付録、ならびにその競技会に固有であるか、または別様に適用される、スポーツ、技術、およびその他の規制を含む対象イベント（ただしこれらに限定されない）を管理する規則および規制（**適用規則**）；または

3.8.1.2 COVID-19 に関する法律および規制（**適用法**）を含む、対象イベントに適用される国際、国家および地域の法律ならびに規制。

3.8.2 適用規則および適用法は、本 COVID-19 行動規則に代わって優先される。特に、ピットレーンおよびサーキット/トラックの規律と安全対策、ならびに適用規則または適用法に記載のその他安全に関するすべての要件（まとめて**安全要件**）は、本規則の要件に代わって優先される。

3.8.3 その有効性を損なうことなく実行可能である場合に限り、関係者および参加者は、安全要件の実施方法を変えて本規則の要件を満たすことができる。結果として、安全要件と矛盾するために本規則要件に準じ得ない場合は本規則の不遵守とみなされない。関係者は、疑義がある場合 COVID-19 デリゲートに助言を求めること。

第 4 章 プロセス

4.1 本規則の要件を満たさないいかなる要素も、遅滞なく COVID-19 デリゲートに報告されなければならない。

4.2 参加者が感染している、または感染の可能性があるという評価に基づく対象イベントのすべてまたは一部の参加停止および/またはアクセス拒否に関する COVID-19 デリゲートの決定は、最終的なものであり、いかなる理由のいかなる根拠であれ、異議を申し立てることはできない。

4.3 本規則で規定のプロトコルは COVID-19 ウイルスの感染リスク低減を目的として公示されるものであるが、各関係者と各参加者は、そのリスクを完全に排除することは不可能であることを容認するものとする。各参加者は、対象イベントへの参加に COVID-19 に関する病気を患うまたは死亡のリスクが存在することを認め、(国際モータースポーツ競技規則、1.1.3 に従い) (参加者自身として、および彼/彼女の財産、相続人、後継者および譲受人に代わって) FIA とそのディレクター、役員、従業員、代理人、および職員に対して、FIA の故意の不正行為または重大過失の結果によるものだと証明されない限り、そのような病気または死亡に関する責任を負わないことに合意するものとする。参加者は、前述と矛盾する主張を行わず、各関係者は、参加者の不主張に合意し、これを獲得したものとする。

4.4 FIA に別段の合意がない限り本規則は下記のように規定される。

4.4.1 本規則、およびこれから発生した、またはこれに関連する主張または論争は、別の法域の適用が掛かり得る法原則のいかなる抵触にかかわらず、独占的にフランス法に準拠し、これに従って解釈される。

4.4.2 本規則により生じた、または本規則に関する、主張または論争は、(1) 国際モータースポーツ競技規則および FIA の司法と懲戒規則に基づき、最終的にそれらに従って解決される；または (2) (該問題の主張または論争が FIA の司法と懲戒規則の範囲外にある場合) パリ司法裁判所が独占的に決定する。

4.4.3 感染者である、または感染の可能性があるという理由ではなく、本規則の意図的または甚大なあるいは繰り返しの違反により、COVID-19 デリゲートが、ある参加者を対象イベントから退出させ、さらなるアクセスを拒否すべきだと結論した場合、該デリゲートはスチュワードに報告を提出し、スチュワードは国際モータースポーツ競技規則の第 11 条 9 項に則って手続きを進める。

4.4.4 COVID-19 デリゲートは、関係者が意図的にまたは甚大にあるいは繰り返し違反しているとなした場合、スチュワードに報告書を提出し、ステュアートは国際モータースポーツ競技規則の第 11 条 9 項に則って手続きを進める。

COVID-19 行動規則 第一部

第 5 条 第 1 イベントに関するプロトコル

5.A 常に適用されるプロトコル

5.1 関係者は、会場へ出席する代表者の出席が、該当の競技会および/または第 1 イベントの安全で開催の成功に不可欠な個々のみで占められるよう、運営を見直し、修正すること。

5.2 関係者は、参加者へ本規則の複写およびそのいかなる修正をも提供し、参加者が本規則の要件（随時変更される）について十分に伝達がされること、および本規則への準拠を確実にすること。

5.3 関係者は、(非限定的に) プロファイル 1 参加者となる参加者へのイベント前検査の実施や、プロファイル 1 参加者が 4 時間毎に交換するのに耐えられるフェイスマスク（医療用フェイスマスクを含む）や在会場時および会場への往来時に使用する他の PPE の十分な量を入手し供給する、など彼らと彼らの参加者が本規則を効果的かつ遅滞なく順守できるように十分なりソースを投入すること。

5.4 それぞれの第 1 イベントの前に（同会場で連続して開催される場合、2 つ目のイベント前も含む）、各関係者は COVID-19 デリゲートおよび彼らの指示による他の者に下記を提供する必要がある。

5.4.1 第 1 イベントに代表者として参加を希望する全参加者の最新リスト、および各参加者の参加者のプロファイル 1 参加者、プロファイル 2 参加者いずれかの指定；

5.4.2 リストされた各プロファイル 1 参加者のそれぞれが第 1 イベントへ”参加適合”であることの証明；

5.4.3 リストされた各参加者が、本規則によって規制がなされること、本規則を理解していること、および本規則に常に遵守することに書面上で同意したことの証明（尚、参加者が初めてそのリストに加わる場合、該参加者の複写した書面上の同意書をリストに添付すること）；

5.4.4 リストされた各参加者が、FIA またはその代理代表者が主催する第 1 イベント期間の一次検査（プロファイル 1 参加者のみ）および二次検査に関して同意することの確認；

5.4.5 リストされた各参加者が、(a) 上記検査の結果を関係者へ提供すること；および/または (b) 認定検査提供者が上記検査の結果、その参加者が第 1 イベントに”参加適合”であるか否かを開示することへの同意の確認；

5.4.6 リストされた各プロフィール 1 参加者が割り当てられているグループ。すなわち、単に関係者のグループであるか、または関係者が下請け業者または別の関係者のサプライヤーであり、リストに含まれる 1 人以上の参加者がイベント期間中それらの他の関係者へ専属して作業する場合、その他の関係者グループへの指定となるか等;および

5.4.7 各グループメンバーの本規則に対する遵守を監視し、いかなる不遵守となる事象も COVID-19 デリゲートへ報告する責務を有する、各関係者グループ全体（大グループ内の小グループではなく）の参加者一人の名前。

すべての必要情報を提供したリスト上の参加者のみが会場へのアクセスを許可され、すべての必要情報を提供したリスト上のプロフィール 1 参加者のみが、会場の高密度エリアへのアクセスを許可される。

5.5 第 1 イベントの開催前に、全参加者は、第 1 イベントへの参加に適さない状況（たとえば、彼は/彼女が、COVID-19 ウイルスの検査で陽性であった、COVID-19 の症状を呈し始めた、または COVID-19 の症状を呈している人物と密接に接触した）発生した場合、該参加者は自身が参加に適合していると宣言してはならない。

5.6 第 1 イベントの期間中、各参加者は第 1 イベントへの参加に適さなくなったと思われる状況（たとえば、彼/彼女が、COVID-19 ウイルスの検査で陽性である、COVID-19 の症状を呈し始めている、または COVID-19 の症状を呈している人物と密接に接触した）が発生した場合、関係者または関係者指定の医療専門家へ直ちに報告しなければならない。またそれ以降、参加者は自身の関係者および COVID-19 デリゲートの指示に従うこと。

5.7 関係者は、万が一第 1 イベント中、1 グループの参加者の中で第 1 イベントへの参加に適さない、または適さないであろうと示唆（認定検査提供者による該参加者に関する開示、または条項 5.6 に従って作成されたレポートとして）された場合、モニターを継続すると共に、直ちに COVID-19 デリゲートへ通告しなければならない。またこれ以降、関係者は COVID-19 デリゲートと共同しながら、それが必要であると判断された場合該参加者を第 1 イベントから除外することも含めて、状況に対処しなければならない。

5.B 各第 1 イベント前に適用されるプロトコル

5.8 関係者は、可能な限り参加者が同じグループのメンバーとのみ開催国へ移動するよう調整し、移動の間、適切な緩和策をとるための手段を提供すること（例：社会的距離、手洗い衛生、アルコールベースの手拭きの使用、PPE の使用）。

ガイダンスノート：ある関係者のスタッフメンバーであるが、第 1 イベントの期間中、別の関係者グループで専属的に作業するよう割り当てられた参加者は、そのグループまたは自身の関係者グループいずれとでも、共に開催国へ移動することができる。

5.9 個人は有効な認定を保持する場合でも、以下の条件を満たさない限り会場への入場は許可

されない。

5.9.1 本 COVID-19 規則による制限を受けること、およびこれに遵守することの合意を FIA の公認する形式の書面上で確認している；

5.9.2 彼らの関係者が、該個人が参加適合であることを確認している（プロフィール 1 参加者のみ）；

5.9.3 国家か地方自治体、または第 1 イベントのオーガナイザーが管理するすべての検査（検温など）も問題を呈していない；

5.9.4 自身のグループのみが占めるスペースへ到着するまで、医療用フェイスマスクを着用する（プロフィール 1 参加者のみ）。

5.C 第 1 イベント中に適用されるプロトコル

5.10 プロファイル 1 参加者が、第 1 イベント中または第 1 イベントの間会場の外（ホテルなど）で過ごす時は常に同じグループの他のメンバーと過ごし、グループ外の人間との交流はできるだけ控えること。

5.11 会場外では、参加者は関係者が指定した適切な緩和策（例：手洗い衛生、アルコールベースの手拭き、PPE）を遵守し、関係者は参加者がそのような緩和策を遵守するのに必要とされる PPE およびその他のリソースを提供すること。

5.12 すべての参加者は、定期的かつ効果的な手洗浄（可能な場合、擦式アルコール製剤を使用）、一方通行システムの順守、および/または社会的距離を促進するための床のマーキング、ならびに PPE の着用など、会場で実施されている緩和手順に従うこと。

5.13 同じグループのメンバーであるプロフィール 1 参加者は、会場において、社会的距離（以下に定義）を遵守することなく、共通の活動を行い、共通のスペースや施設を共有し得る。

ガイダンスノート：条項 5.13 にかかわらず同じグループのメンバーとのみ、やり取りする場合でも、プロフィール 1 参加者は、社会的距離の維持や医療用フェイスマスクの着用など代替の緩和策を使用することが推奨される。

5.14 プロファイル 1 の参加者は、下記事項が求められる。

5.14.1 他グループのメンバーとのやり取りを最小限に抑えること。

5.14.2 同じグループメンバーが独占して使用していないスペース（たとえば、ピットレーン、車検エリア）では、必ず医療用フェイスマスクを着用すること。

5.14.3 別のグループメンバー専用の設備またはサービス（食堂、トイレ設備など）は使用しないこと。

5.14.4 自身のグループ以外の人々による使用を意図して開放されている施設またはサービスの使用は最小限に抑えること。

5.15 各プロフィール 1 の参加者は、グループのメンバーではないすべての参加者から常に 2 メ

ートル以上距離をとっていなければならない（社会的分散）。これに対する唯一の例外は、そのような社会的距離が安全性、適用規則または適用法の遵守、または特定の競技会に参加する選手の競技能力を危うくする場合のみとする。そのような場合に限り、該当の参加者は社会的距離を守る必要はないが、医療用フェイスマスク（および/または COVID-19 デリゲートの指示に従った他の PPE）を着用し（目、鼻、および口を覆うバラクラバおよびフルフェイスヘルメットで置き換えられない限り）、可能な限り他グループの参加者との距離を保ちながら特定のタスクをできるだけ早く完了させること。

5.15.1 選手権の全チームに共有される製品やサービス（例えば、タイヤ、テレメトリー、車載カメラなど）を供給する関係者は、そのグループ中に、他グループからの複数の参加者とパドック領域で交流する必要がある参加者を持つ。そのような交流に関し関係者は、条項 5.5 に記載の要件遵守の他、その製品やサービスを使用するすべての参加者が尊重すべきさらなる緩和策（例えば、異なるグループとの共同作業に対して特定のタイムスロットを設定するなど）を指示すること。また、COVID-19 デリゲートの指示に従い、対象イベントの前に、これらの対策に係る全使用者に伝えること。

5.15.2 1つ以上のパドックで全チームに共有される製品やサービス（例えば、タイヤ、テレメトリー、車載カメラなど）を供給する関係者は、各パドックに個別のグループを持つこと。

5.16 すべての使用済み医療用フェイスマスクおよびその他の PPE はオーガナイザーが提供する閉封された汚物投入器に廃棄すること。オーガナイザーは、地域の関連ガイダンスおよび規制に従い、このような廃棄物の処分に関する規定を提示すること。

5.17 各関係者は、彼らのプロフィール 1 参加者各々が認定検査提供者の実施する PCR 検査を（1）彼/彼女らがイベント前検査を受けた日から 5 日以内に；および（2）彼/彼女らがレース後の会場に引き続き参加している間少なくとも 5 日に 1 度、ならびに同じ会場で連続する週に開催される 2 つの第 1 イベントの間に、会場にて必ず受けるようにすること（総じて、**一次検査**）。参加者はいつでも一次検査の提出を拒否することが可能だが、その場合、高密度エリアを直ちに離れなければならない、またどの高密度エリアにも再入場することはでない。関係者は、FIA からの要求に応じてプロフィール 1 の参加者全員がこの一次検査の要件を満たしていることを確認し、この一次検査の要件を満たさないプロフィール 1 参加者にはすべての高密度エリアへの入場を禁ずること。

5.18 会場外で COVID-19 の症状を思い始めた参加者は、関係者の指示に従って直ちに最寄りの医療施設へ報告すること。

5.19 会場で、COVID-19 の症状を思い始めた、または一次検査で陽性であった、あるいは（人力による接触追跡で）感染者と濃厚接触したことが確認された場合、直ちに検疫に報告し、認定検査提供者の実施する PCR 検査を受けること（**二次検査**）。感染が確認された場合は、直ちに会場の指定隔離エリアに報告すること。感染者は検疫時であれ、隔離時であれ、常に現地医療当局の指示に従うこと。

5.D 第1 イベント後に適用されるプロトコル

5.20 関係者は、可能な限り、第1 イベントの終了後、参加者が同じグループのメンバーとのみ開催国を離れるよう調整し、移動の間、適切な緩和策をとるための手段を参加者に提供すること（例：ソーシャルディスタンス、手洗い衛生、アルコールベースの手拭きの使用、PPE の使用）。

ガイダンスノート (1)：ある関係者のスタッフのメンバーであるが、第1 イベントの期間中、別の関係者のグループで専属的に働くよう割り当てられた参加者は、第1 イベント後は、そのグループまたは自身の関係者メンバーとのいずれとでも共に開催国から移動することができる。

ガイダンスノート (2)：関係者が同じ会場で連続する週に開催される2つの第1 イベントに関与している場合、参加者が2つの第1 イベントの合間、その宿泊施設近郊から遠方へ移動することは可能な限り避けること。

5.21 参加者が対象イベントの終了後14日以内にCOVID-19の症状を発症した、またはCOVID-19の検査で陽性となった場合、該参加者は、これを自身の関係者または関係者が指定した医療専門家へ直ちに報告すると共に、イベントの期間中、自身が濃厚接触を持った参加者全員の詳細を提供すること。続いて、関係者または医療専門家は、該参加者が対象イベントへもはや参加しないことをCOVID-19 デリゲートへ通知し、COVID-19 デリゲートは、その人物が濃厚接触を持った参加者に関して必要に応じてフォローアップすること。

COVID-19 行動規則 第二部

第6条 第2 イベントに関するプロトコル

6.A. 常に適用されるプロトコル

6.1 第2 イベントの各オーガナイザーは、すべての適用規則と適用法、および公衆衛生当局の要件に準拠し、会場の高密度エリアの効果的なリスク緩和計画を確立および実装することが望まれる。そのような計画には、世界保健機関のガイダンスに従い、非限定的に検温、定期的かつ効果的な手の洗浄（可能な場合、可能な場合、擦式アルコール製剤を使用）、一方通行システムの順守、および/または高密度エリアでの社会的距離を促進するための床のマーキング、ならびにプロフィール1の参加者のみが高密度エリアに入るようにするための効果的なシステム（COVID-19 緩和計画）等を含む。また、オーガナイザーは、第2 イベントの COVID-19 計画を COVID-19 デリゲートおよびすべての関係者がデジタル形式および/またはハードコピー形式で利用可能なようにすること。

6.2 関係者は、会場へ出席する代表者の出席が、該当の競技会および/または対象イベントの安全で開催の成功に不可欠な個々のみで占められるよう、運営を見直し、修正すること。

6.3 関係者は、参加者へ本規則の COVID-19 緩和計画の複写（およびそのいかなる修正）を提供し、参加者がこの規則の要件（随時変更される）について十分に伝達されること、および本規則の COVID-19 緩和計画への準拠を確実にすること。

6.4 関係者は、（非限定的に）プロフィール1参加者となる参加者へのイベント前検査の実施や医療フェイスマスクなど彼らと彼らの参加者が本規則を効果的かつ遅滞なく順守できるように十分

なりソースを投入すること。

6.5 それぞれの第2イベントの前に（または同会場で同時に開催される複数の第2イベントの開始前）に、各関係者は下記の文書と情報をオーガナイザーに提供する必要があり、オーガナイザーは6年の間それらを保管してFIAの要請を受けた場合には提供する。

6.5.1 関係者が第2イベントに代表者として参加を希望する全参加者の最新リスト、および各参加者の参加者のプロフィール1参加者、プロフィール2参加者いずれかの指定；

6.5.2 リストされた各プロフィール1参加者のそれぞれが対象イベントへ”参加適合”であることの証明；

6.5.3 リストされた各参加者が、本規則によって規制がなされること、本規則を理解していること、および本規則に常に遵守することに書面上で同意したことの証明（尚、オーガナイザーは6年の間それらを保管し、FIAの要請を受けた場合には提供すること）；

6.5.4 リストされたプロフィール1参加者のそれぞれが割り当てられているグループの指定；

6.5.5 関係者の参加者の本規則に対する遵守を監視し、連絡先の代表であって、いかなる不遵守となる事象もCOVID-19デリゲートへ報告する責務を有する関係者の参加者一人の名前。すべての必要情報を提供したリスト上の参加者のみが会場へのアクセスを許可され、すべての必要情報を提供したリスト上のプロフィール1参加者のみが、会場の高密度エリアへのアクセスを許可される。

6.6 第2イベントの開催前に、全参加者は、第2イベントへの参加に適さない状況（たとえば、彼/彼女が、COVID-19の検査で陽性であった、COVID-19の症状を呈し始めた、またはCOVID-19の症状を呈している人物と密接に接触した）発生した場合、該参加者は自身が参加に適合していると宣言してはならない。

6.7 第2イベントの期間中、各参加者は、第2イベントへの参加に適さなくなったと思われる状況（たとえば、彼/彼女が、COVID-19の検査で陽性である、COVID-19の症状を呈し始めている、またはCOVID-19の症状を呈している人物と密接に接触した）が発生した場合、関係者または関係者指定の医療専門家へ直ちに報告しなければならない。またそれ以降、参加者は自身の関係者およびCOVID-19デリゲートの指示に従うこと。

6.8 各関係者は、万が一第2イベント中、参加者のいずれかが第2イベントへの参加に適さない、または適さないであろうと示唆（条項6.7に従って作成されたレポートとして）された場合、モニターを継続すると共に、直ちにCOVID-19デリゲートへ通告しなければならない。またこれ以降、関係者はCOVID-19デリゲートと共同しながら、それが必要であると判断された場合該参加者を第2イベントから除外することも含めて、状況に対処しなければならない。

6.B 各第2イベント前に適用されるプロトコル

6.9 各関係者は、可能な限り自身の参加者が同じグループのメンバーとのみ開催国へ移動するよう調整し、移動の間、適切な緩和策をとるための手段を提供すること（例：社会的距離、手洗い衛生、アルコールベースの手拭きの使用）。

6.10 個人は有効な認定を保持する場合でも、以下の条件を満たさない限り会場への入場は許可されない。

6.10.1 本 COVID-19 規則による制限を受けること、およびこれに遵守することの合意を FIA の公認する形式の書面上で確認している；

6.10.2 彼らの関係者が、該個人が参加適合であることを確認している（プロフィール 1 参加者のみ）；

6.10.3 国家か地方自治体、または第 2 イベントのオーガナイザーが管理するすべての検査（検温など）も問題を呈していない；

6.10.4 自身のグループのみが占めるスペースへ到着するまで、医療用フェイスマスクを着用する（プロフィール 1 参加者のみ）。

6.C 第 2 イベント中に適用されるプロトコル

6.11 プロファイル 1 参加者が、第 2 イベント中または第 2 イベントの間会場の外（ホテルなど）で過ごす時は常に同じグループの他のメンバーと過ごし、グループ外の人間との交流はできるだけ控えること。

6.12 会場外では、参加者は関係者が指定した適切な緩和策（例：手洗い衛生、アルコールベースの手拭き）を遵守し、関係者は参加者がそのような緩和策を遵守するのに必要とされるリソースを提供すること。

6.13 同じグループのメンバーであるプロフィール 1 参加者は、会場において、社会的距離を遵守することなく、共通の活動を行い、共通のスペースや施設を共有し得る。

ガイドランスノート：条項 6.13 にかかわらず同じグループのメンバーとのみ、やり取りする場合でも、プロフィール 1 参加者は、社会的距離の維持や医療用フェイスマスクの着用など代替の緩和策を使用することが推奨される。

6.14 プロファイル 1 の参加者は、下記事項が求められる。

6.14.1 他グループのメンバーとのやり取りを最小限に抑えること。

6.14.2 自身のグループメンバーが独占して使用していないスペース（たとえば、ピットレーン、車検エリア）では、必ず医療用フェイスマスクを着用すること。

6.14.3 別のグループのメンバーによる使用を意図して開放されている施設またはサービスの使用は最小限に抑えること。

ガイドランスノート：関係者のプロフィール 1 参加者は別の関係者のプロフィール 1 参加者専用の設備またはサービス（食堂、トイレ設備など）は使用しないこと。

6.15 各プロフィール 1 の参加者は、グループのメンバーではないすべての参加者から常に対し社会的距離を遵守しなければならない。これに対する唯一の例外は、そのような社会的距離が安全性、適用規則または適用法の遵守、または特定の競技会に参加する選手の競技能力を危うくする場合のみとする。そのような場合に限り、該当の参加者は社会的距離を守る必要はないが、医療用

フェイスマスク（および/または COVID-19 デリゲートの指示に従った他の PPE）を着用し（目、鼻、および口を覆うバラクラバおよびフルフェイスヘルメットで置き換えられない限り）、可能な限り他グループの参加者との距離を保ちながら特定のタスクをできるだけ早く完了させること。

6.15.1 あるイベントの全チームに共有される製品やサービス（例えば、タイヤ、テレメトリー、車載カメラなど）を供給する関係者は、他関係者のプロフィール 1 参加者たちとパドック領域で交流する必要のある参加者を持つ。そのような交流に関し、サプライヤーは、条項 6.15 に記載の要件遵守の他、その製品やサービスを使用するすべての参加者が尊重すべきさらなる緩和策（例えば、他関係者のプロフィール 1 参加者との共同作業に対して特定のタイムスロットを設定するなど）を指示すること。また、COVID-19 デリゲートの指示に従い、第 2 イベントの前に、これらの対策に係る全使用者に伝えること。

6.15.2 異なるパドックで競技者に共有される製品やサービス（例えば、タイヤ、テレメトリー、車載カメラなど）を供給する関係者は、各パドックに個別のグループを持つこと。

6.16 指示ではないが、関係者は彼らのプロフィール 1 参加者に対し、彼/彼女らがイベント前検査を受けた日から 5 日以内に、PCR 検査受診の手配をすることが推奨される。

6.17 会場外で COVID-19 の症状を思い始めた参加者は、関係者の指示に従って直ちに最寄りの医療施設へ報告すること。

6.18 会場で、COVID-19 の症状を思い始めた、または感染者または感染者の可能性のある人物と濃厚接触したことが確認された場合、直ちに検疫に報告し、現地医療当局職員の指示に従うこと。

6.D 第 2 イベント後に適用されるプロトコル

6.21 関係者は、可能な限り、第 2 イベントの終了後、参加者が彼らのグループのメンバーとのみ開催国を離れるよう調整し、移動の間、適切な緩和策をとるための手段を参加者に提供すること（例：ソーシャルディスタンス、手洗い衛生、アルコールベースの手拭きの使用）。

6.22 参加者が対象イベントの終了後 14 日以内に COVID-19 の症状を発症した、または COVID-19 ウイルスの検査で陽性となった場合、該参加者は、これを自身の関係者または関係者が指定した医療専門家へ直ちに報告すると共に、イベントの期間中、自身が濃厚接触を持った参加者全員の詳細を提供すること。続いて、関係者または医療専門家は、該参加者が第 2 イベントへもはや参加しないことを COVID-19 デリゲートへ通知し、COVID-19 デリゲートは、その人物が濃厚接触を持った参加者に関して必要に応じてフォローアップすること。